

キラ 輝っと さきベ

崎辺地区自治協議会だより

No.37 発行日：R2. 4.20

4月

新年度を迎え、崎辺地区5ヶ町の役員の皆さんは新体制を構築し、町内会活動の活性化を推進しようと準備されていたことと思います。しかし、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に関連して定期総会の開催が難しい状況であると思います。そこで、崎辺地区自治協の今後の活動に対する考えをお伝えしておきます。

事務局：崎辺地区公民館内
場所：佐世保市十郎新町3番7号

☎：(0956) 27 - 2170

E-mail：sakibe-ziti@tvs12.jp

めざそう！ 緑と海に囲まれた
美しいまち 輝っと「さきベ」



令和2年度「定期総会」が開催できない場合に備えて！

◆ 崎辺地区自治協議会の〔規約〕から ◆

まず、大切な会議である「総会」等に関する規約を再度ご説明しておきます。

第3章 会議

第10条（会議の構成）

自治協は、総会、理事会及び部会をもって構成する。

第11条（総会）

総会は、自治協の最高議決機関であって、各町内会等の代表者と部会を構成する各種団体の代表及び会長が必要と認めた関係団体の役員をもって構成し（以下「構成員」とする。）毎年1回、定期総会を開催するほか、・・・省略・・・

2 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 自治協の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 自治協の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 理事会の推薦に基づき、自治協の会長、副会長、会計、監事を選任すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、自治協に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

第12条（理事会）

理事会は、第6条に掲げる役員と総務部会員（町内会等の代表者）及び部会長を理事として構成した常設の議決機関であって、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画（案）及び予算（案）を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。
- (3) 審議決定した事項を会員に周知すること。
- (4) **総会をやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。**
- (5) その他、議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- (6) その他、会長が必要と認めるときは、学識経験者をもって理事に選任できるものとする。

第2項・第3項は・・・省略・・・

例年5月下旬から6月上旬に行っていた「定期総会」が新型コロナウイルス感染症に係る理由で開催できない場合は、上記「規約」に基づき、理事会において総会の審議事項を決定することとしますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

いま一度「自治協議会」について学んでみましょう



～『佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例』から～

町内会などの活性化を推進する「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」が平成29年12月に市議会で可決され、平成30年4月1日から施行しています。

◆ 条例制定の背景 ◆

近年、居住および就業形態の変化、生活様式や個人の価値観の多様性などから地域との関わりに消極的な人や地域に関わる余裕を持っていない人が増えてきており、町内会等では加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足などの課題や、介護や防災など単一の町内会等や団体では対応が難しい複雑化及び広域化する課題を抱えています。

このような中、豊かな地域コミュニティを維持、再構築及び形成していくためには、市民の皆さん等が地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、さらに最も身近な町内会等が元気であり、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関する理念を明らかにし、町内会等への市民の皆さんの主体的な加入と住民自治組織の活動への参加・参画が進むことを目指すとともに、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現するために制定されたものです。

地区自治協議会とは？

町内会等を中心に様々な分野で活動する地域内の各種団体（PTA・育友会、青少年育成会、福祉推進協議会、老人クラブなど）が集まり、地域の情報を共有し、地域の課題について話し合い、その解決に向けて活動する【市長が認定した市民団体】のことです。

地区公民館が事業の主たる対象としている区域を基準とする区域内において結成されている地区自治協議会は、主に次のような事項について取り組みを行っています。

- ・ 地域コミュニティの維持、再構築または形成に関すること
- ・ 地域課題の解決に関すること
- ・ 地域の活性化に関すること



◆ 地区自治協議会の効果 ◆

地域で活動されている団体が一つの大きな組織として活動することで、情報や課題の共有が進み、これまで個別で取り組まれてきた地域活動を専門部会を中心に活動することで、役割分担が進み、効率的な活動が展開できます。

地区自治協議会を中心に、地域をより良くするための活動を皆で進めていくことで、地域住民の皆さんの地域づくりへの意識が高まります。

崎辺地区自治協議会が取り組んできた事業

◆ “まちづくり”（親睦・交流 など） ◆

- ・ 世代間交流ニュースポーツ大会
- ・ 崎辺地区親睦球技大会
- ・ 崎辺地区公民館まつり
- ・ 視察研修旅行
- ・ 新春のつどい
- ・ 多世代交流（未就学児と高齢者） など



◆ 地域課題の解決に向けて ◆

- ・ 花いっぱい運動、ごみ集積場美化活動
- ・ 崎辺地区防災訓練（防災体験研修）
- ・ 高齢者健康づくり事業（100歳体操等）
- ・ 地域支え合い推進会議
- ・ 市当局との話し合い、意見交換 など
（市政懇談会、防衛関係、道路整備、担当部局との協議）